議案第82号

さいたま市市税条例等の一部を改正する条例の制定についてさいたま市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月5日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市市税条例等の一部を改正する条例

(さいたま市市税条例の一部改正)

第1条 さいたま市市税条例(平成13年さいたま市条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(個人の市民税の非課税の範囲)

- 第15条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあっては、第49条の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。
 - (1) [略]
 - (2) 障害者、未成年者、寡婦<u>寡夫又は単身児童</u> <u>扶養者</u>(これらの者の前年の合計所得金額が1 25万円を超える場合を除く。)
- 2 「略]

(市民税の申告)

第28条 [略]

 $2 \sim 5$ [略]

6 第1項又は第4項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

改正前

(個人の市民税の非課税の範囲)

- 第15条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあっては、第49条の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。
 - (1) [略]
 - (2) 障害者、未成年者、寡婦<u>又は寡夫</u>(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)
- 2 「略]

(市民税の申告)

第28条 [略]

 $2 \sim 5$ [略]

<u>7</u> [略]

8 [略]

9 [略]

<u>10</u> [略]

(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申</u> 告書)

- 第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
 - (1) (2) [略]
 - (3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨
 - (4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、施行規則で定める事項

 $2 \sim 5$ [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親</u> 族等申告書)

- 第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規 定により同項に規定する申告書を提出しなければ ならない者又は法の施行地において同項に規定す る公的年金等(同法203条の7の規定の適用を 受けるものを除く。以下この項において「公的年 金等」という。) の支払を受ける者であって、扶 養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者 若しくは単身児童扶養者である者(以下この条に おいて「公的年金等受給者」という。)で区内に 住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経 由すべき同法第203条の6第1項に規定する公 的年金等の支払者(以下この条において「公的年 金等支払者」という。) から毎年最初に公的年金 等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定 めるところにより、次に掲げる事項を記載した申 告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長 に提出しなければならない。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該 当する場合には、その旨
 - <u>(4)</u> <u>前3号</u>に掲げるもののほか、施行規則で定め る事項
- 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定に よる申告書を公的年金等支払者を経由して提出す

- <u>6</u> [略]
- 7 [略]
- 8 [略]
- 9 [略]

(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告</u>書)

- 第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) <u>前 2 号</u>に掲げるもののほか、施行規則で定め る事項

 $2\sim5$ 「略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親</u> 族申告書)

第29条の3 所得税法<u>第203条の5第1項</u>の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき<u>同項の</u>公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に<u>同項に規定する</u>公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

- (1) (2) 「略]
- (3) <u>前 2 号</u>に掲げるもののほか、施行規則で定め る事項
- 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定に よる申告書を公的年金等支払者を経由して提出す

る場合において、当該申告書に記載すべき事項が その年の前年において当該公的年金等支払者を経 由して提出した前項又は法第317条の3の3第 1項の規定による申告書に記載した事項と異動が ないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金 等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定 する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、 施行規則で定めるところにより、前項又は法第3 17条の3の3第1項の規定により記載すべき事 項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は 法第317条の3の3第1項の規定による申告書 を提出することができる。

3 「略」

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 「略]

(市民税に係る不申告に関する過料)

第30条 市民税の納税義務者が第28条第1項若 しくは第2項の規定により提出すべき申告書を正 当な事由がなく提出しなかった場合又は<u>同条第8</u> 項若しくは<u>第9項</u>の規定により申告すべき事項に ついて正当な事由がなく申告をしなかった<u>場合に</u> は、その者を10万円以下の過料に処する。

2·3 [略]

附則

第15条の3の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法<u>附則第5条の4の2第5項</u>(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

る場合において、当該申告書に記載すべき事項が その年の前年において当該公的年金等支払者を経 由して提出した前項又は法第317条の3の3第 1項の規定による申告書に記載した事項と異動が ないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金 等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定 する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、 施行規則で定めるところにより、前項又は法第3 17条の3の3第1項の規定により記載すべき事 項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は 法第317条の3の3第1項の規定による申告書 を提出することができる。

3 「略]

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 [略]

(市民税に係る不申告に関する過料)

第30条 市民税の納税義務者が第28条第1項若しくは第2項の規定により提出すべき申告書を正当な事由がなく提出しなかった場合又は同条第7項若しくは第8項の規定により申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかった場合は、その者を10万円以下の過料に処する。

2·3 [略]

附則

- 第15条の3の2 平成22年度から<u>平成43年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法<u>附則第5条の4の2第6項(同条第9項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。 (1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の 第28条第1項の規定による申告書(その提出 期限後において市民税の納税通知書が送達され る時までに提出されたもの及びその時までに提

<u>2</u> 前項の規定の適用がある場合における第25条 | 3 第1項の規定の適用がある場合における第25 及び第25条の2第1項の規定の適用については、 第25条中「前2条」とあるのは「前2条並びに 附則第15条の3の2第1項」と、同項中「前3 条」とあるのは「前3条並びに附則第15条の3 の2第1項」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める 割合)

第18条の2 次の表の左欄に掲げる規定に規定す る市町村の条例で定める割合は、それぞれ同表の 右欄に定めるものとする。

[略]	
法附則第15条第19項本文	[略]
法附則第15条第19項ただし書	[略]
法附則第15条第30項第1号	[略]
法附則第15条第30項第2号	[略]
法附則第15条第30項第3号	[略]
法附則第15条第31項第1号	[略]
法附則第15条第31項第2号	[略]
法附則第15条第33項第1号	[略]
法附則第15条第33項第2号	[略]
法附則第15条第33項第3号	[略]
法附則第15条第38項	[略]
法附則第15条第40項	[略]
法附則第15条第44項	[略]
法附則第15条第45項	[略]
法附則第15条第47項	[略]
[略]	

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の 適用を受けようとする者がすべき申告)

出された第29条第1項の確定申告書を含む。) に租税特別措置法第41条第1項に規定する 住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事 項の記載がある場合(これらの申告書にその記 載がないことについてやむを得ない理由がある と市長が認める場合を含む。)

- (2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用 を受けようとする年度の初日の属する年の1月 1日現在において法第317条の6第1項の規 定によって給与支払報告書を提出する義務があ る者から給与の支払を受けている者であって、 前年中において給与所得以外の所得を有しなか ったものが、前年分の所得税につき租税特別措 置法第41条の2の2の規定の適用を受けてい る場合
- 条及び第25条の2第1項の規定の適用について は、第25条中「前2条」とあるのは「前2条並 びに附則第15条の3の2第1項」と、同項中「 前3条」とあるのは「前3条並びに附則第15条 の3の2第1項」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める 割合)

第18条の2 次の表の左欄に掲げる規定に規定す る市町村の条例で定める割合は、それぞれ同表の 右欄に定めるものとする。

[略]	
法附則第15条第18項本文	[略]
法 <u>附則第15条第18項ただし書</u>	[略]
法附則第15条第29項第1号	[略]
法附則第15条第29項第2号	[略]
法附則第15条第29項第3号	[略]
法附則第15条第30項第1号	[略]
法附則第15条第30項第2号	[略]
法附則第15条第32項第1号	[略]
法附則第15条第32項第2号	[略]
法附則第15条第32項第3号	[略]
法附則第15条第37項	[略]
法附則第15条第39項	[略]
法附則第15条第43項	[略]
法附則第15条第44項	[略]
法附則第15条第46項	[略]
[略]	

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の 適用を受けようとする者がすべき申告)

第19条 「略]

 $2\sim5$ 「略〕

- 6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同 項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度 の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる 事項を記載した申告書に令附則第12条第16項 に規定する従前の家屋について移転補償金を受け たことを証する書類を添付して市長に提出しなけ ればならない。
 - (1) 納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所 の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人 番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあ っては、住所又は事務所若しくは事業所の所在 地及び氏名又は名称)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- 7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅 | 6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅 について、同項の規定の適用を受けようとする者 は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了 した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し た申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書 類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第 19項に規定する基準を満たすことを証する書類 を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(6)$ 「略]

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修 住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分 について、これらの規定の適用を受けようとする 者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者 等居住改修専有部分に係る居住安全改修工事が完 了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載 した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲 げる書類を添付して市長に提出しなければならな い。

(1)~(3) 「略]

- (4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当す る者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいず れに該当するかの別
- (5) 「略]
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則 第12条第24項に規定する補助金等、居宅介 護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
- (7) 「略]
- 9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住 宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分に ついて、これらの規定の適用を受けようとする者 は、当該熱損失防止改修住宅又は当該熱損失防止 改修専有部分に係る熱損失防止改修工事が完了し た日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した 申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる

第19条 「略] $2\sim5$ 「略]

について、同項の規定の適用を受けようとする者 は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了 した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し た申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書 類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第 17項に規定する基準を満たすことを証する書類 を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(6)$ 「略]

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修 住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分 について、これらの規定の適用を受けようとする 者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者 等居住改修専有部分に係る居住安全改修工事が完 了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載 した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲 げる書類を添付して市長に提出しなければならな い。

(1)~(3) 「略]

- (4) 今附則第12条第21項に掲げる者に該当す る者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいず れに該当するかの別
- 「略]
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則 第12条第22項に規定する補助金等、居宅介 護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
- (7)「略〕
- 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住 宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分に ついて、これらの規定の適用を受けようとする者 は、当該熱損失防止改修住宅又は当該熱損失防止 改修専有部分に係る熱損失防止改修工事が完了し た日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した 申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる

書類を添付して市長に提出しなければならない。 $(1)\sim(4)$ 「略]

- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則 第12条第31項に規定する補助金等
- 「略]
- 10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特 定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用 を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住 宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、 次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則 第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長 に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所 の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人 番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあ っては、住所又は事務所若しくは事業所の所在 地及び氏名又は名称)

 $(2)\sim(6)$ 「略]

- 11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特 定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する 特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これ らの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事 が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を 記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各 号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければ ならない。
 - (1) 納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所 の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人 番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあ っては、住所又は事務所若しくは事業所の所在 地及び氏名又は名称)

 $(2)\sim(4)$ 「略]

- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則 第12条第31項に規定する補助金等
- (6) [略]
- 12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合 家屋について、同項の規定の適用を受けようとす る者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が 完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記 載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規 定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築 物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律 第123号) 第7条又は附則第3条第1項の規定 による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令 附則第12条第19項に規定する基準を満たすこ とを証する書類を添付して市長に提出しなければ ならない。

(1)~(6) 「略]

13 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術 12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術

書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)~(4) 「略]

- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則 第12条第29項に規定する補助金等
- 「略]
- 9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定 耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を 受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅 に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次 に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に 提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番 号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有し ない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

 $(2)\sim(6)$ 「略〕

- 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特 定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する 特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これ らの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事 が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を 記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各 号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければ ならない。
 - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番 号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有し ない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

 $(2)\sim(4)$ 「略]

- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則 第12条第29項に規定する補助金等
- (6) [略]
- 11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合 家屋について、同項の規定の適用を受けようとす る者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が 完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記 載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規 定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築 物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律 第123号) 第7条又は附則第3条第1項の規定 による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令 附則第12条第17項に規定する基準を満たすこ とを証する書類を添付して市長に提出しなければ ならない。

(1)~(6) 「略]

公演施設について、同項の規定の適用を受けよう とする者は、同項に規定する利便性等向上改修工 事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項 を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の 円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年 国土交通省令第110号) 第10条第2項に規定 する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の 活性化に関する法律(平成24年法律第49号) 第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供 する施設である旨を証する書類を添付して市長に 提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所 の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人 番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあ っては、住所又は事務所若しくは事業所の所在 地及び氏名又は名称)

(2)~(6) 「略]

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以後 の各年度分の固定資産税の特例)

第27条 「略]

2 「略]

3 前2項の規定は、平成5年度に係る賦課期日後 に令附則第14条の2第2項第2号から第5号ま でに掲げる事由により新たに市街化区域農地とな った土地(当該事由の生じた日以後令附則第14 条の2第1項各号に掲げる事情により新たに市街 化区域農地となった土地を含む。) に係る固定資 産税について準用する。この場合において、次の 表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替え るものとする。

第1項中表	平成6年度	市街化区域設定年度(
以外の部分		令附則第14条の2第
		2項第2号から <u>第5号</u>
		までに掲げる事由の生
		じた日の属する年の翌
		年の1月1日(当該事
		由の生じた日が1月1
		日である場合には、同
		日)を賦課期日とする
		年度をいう。以下この
		条において同じ。)
	[略]	
[略]		

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第31条の2 法第451条第1項第1号(同条第 4項において準用する場合を含む。) に掲げる3 輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下こ

公演施設について、同項の規定の適用を受けよう とする者は、同項に規定する利便性等向上改修工 事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項 を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の 円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年 国土交通省令第110号) 第10条第2項に規定 する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の 活性化に関する法律(平成24年法律第49号) 第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供 する施設である旨を証する書類を添付して市長に 提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番 号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有し ない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

$(2)\sim(6)$ [略]

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以後 の各年度分の固定資産税の特例)

第27条 「略]

「略] 2

3 前2項の規定は、平成5年度に係る賦課期日後 に令附則第14条の2第2項第2号から第4号ま でに掲げる事由により新たに市街化区域農地とな った土地(当該事由の生じた日以後令附則第14 条の2第1項各号に掲げる事情により新たに市街 化区域農地となった土地を含む。) に係る固定資 産税について準用する。この場合において、次の 表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替え るものとする。

第1項中表以外の部分	平成6年度	市街化区域設定年度(令附則第14条の2第 2項第2号から <u>第4号</u> までに掲げる事由の生 じた日の属する年の翌 年の1月1日(当該事 由の生じた日が1月1 日である場合には、同
		日)を賦課期日とする年度をいう。以下この
		条において同じ。)
	[略]	_
[略]		_

の条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第31条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第88条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

第31条の2の2 [略]

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第31条の6 [略]

2 [略]

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第90条の3(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の税率の特例)

第32条 平成18年3月31日までに初めて道路 運送車両法第60条第1項後段の規定による車両 番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回 車両番号指定」という。)を受けた法附則第30 条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する 合和元年度分の軽自動車税に係る第91条の規定 の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲 げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の右欄に掲げる字句とする。

「略]

第31条の2 [略]

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

|第31条の6 [略]

2 [略]

(軽自動車税の税率の特例)

第32条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路 運送車両法第60条第1項後段の規定による車両 番号の指定(以下この条において「初回車両番号 指定」という。)を受けた月から起算して14年 を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動 車税に係る第91条の規定の適用については、当 分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句とする。

「略〕

2 法附則第30条第3項各号に掲げる3輪以上の 軽自動車に対する第91条の規定の適用について は、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成 29年3月31日までの間に初回車両番号指定を 受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に 限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に 掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句 とする。

第91 条第2	3,900円	1,000円
条第2	6,900円	1,800円
号ア	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項各号に掲げる3輪以上の 軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用い るものに限る。以下この条(第5項を除く。)に おいて同じ。)に対する第91条の規定の適用に ついては、当該軽自動車が平成28年4月1日か ら平成29年3月31日までの間に初回車両番号 2 法<u>附則第30条第2項各号</u>に掲げる3輪以上の 軽自動車に対する第91条の規定の適用について は、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成 30年3月31日までの間に初回車両番号指定を 受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限 り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成 31年3月31日までの間に初回車両番号指定を 受けた場合には<u>令和元年度</u>分の軽自動車税に限り、 <u>次の表</u>の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第91	3,900円	1,000円
条第2	6,900円	1,800円
号ア	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法<u>附則第30条第3項各号</u>に掲げる3輪以上の 軽自動車<u>(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。</u>)に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和元年度</u>分の軽自動車税に限り、<u>次の表</u>の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動 車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ る字句とする。

第91	3,900円	2,000円
条第 2	6,900円	3,500円
号ア	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項各号に掲げる3輪以上の 軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第91条の規定の適用については、当 該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年 3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた 場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、 次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第91 条第2 号ア	3,900円	3,000円
条第2	6,900円	5,200円
号ア	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法<u>附則第30条第6項各号</u>に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>平成31年度</u>分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法<u>附則第30条第7項各号</u>に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第91	3,900円	2,000円
条第2	6,900円	3,500円
号ア	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項各号に掲げる3輪以上の 軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。) に対する第91条の規定の適用については、当 該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年 3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた 場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当 該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年 3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた 場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の 表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第91	3,900円	3,000円
条第2	6,900円	5,200円
号ア	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第32条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関 第32条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関 し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項 までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に 該当するかどうかの判断をするときは、国土交通 大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定 する国土交通大臣の認定等をいう。次項において 同じ。) に基づき当該判断をするものとする。

 $2\sim4$ 「略]

(読替規定)

第54条 法附則第15条第1項、第13項、第1 8項、第19項、第21項から第25項まで、第 27項、第28項、第32項、第36項、第40 項、第43項から第45項まで若しくは第48項 から第50項まで、第15条の2第2項又は第1 5条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画 税に限り、第152条第2項中「又は第34項」 とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第1 5条から第15条の3まで」とする。

(東日本大震災に係る固定資産税及び都市計画税 の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第56条 「略]

2 「略]

7 法附則第30条第8項各号に掲げる3輪以上の 軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く) に対する第91条の規定の適用については、当 該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年 3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた 場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当 該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年 3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた 場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第 4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項 までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に 該当するかどうかの判断をするときは、国土交通 大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定 する国土交通大臣の認定等をいう。次項において 同じ。) に基づき当該判断をするものとする。

 $2\sim4$ 「略]

(読替規定)

第54条 法附則第15条第1項、第13項、第1 7項、第18項、第20項から第24項まで、第 26項、第27項、第31項、第35項、第39 項、第42項、第43項、第44項若しくは第4 7項、第15条の2第2項又は第15条の3の規 定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 152条第2項中「又は第34項」とあるのは、 「若しくは第34項又は法附則第15条から第1 5条の3まで」とする。

(東日本大震災に係る固定資産税及び都市計画税 の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第56条 「略]

「略]

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用 3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用

土地(以下この項において「特定被災共用土地」 という。) に係る固定資産税額の按分の申出は、 同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以 下この項において「特定被災共用土地納税義務者 」という。)の代表者が毎年1月31日までに次 に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して 行わなければならない。

 $(1)\sim(4)$ 「略]

- (5) 法附則第56条第3項の規定により按分する 場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び 当該割合の算定方法
- 4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共 用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項に おいて「特定仮換地等」という。) に係る固定資 産税額の按分の申出については、前項中「特定被 災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地 等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあ るのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土 地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前 の土地である特定被災共用土地に」とする。

土地(以下この項において「特定被災共用土地」 という。) に係る固定資産税額の案分の申出は、 同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以 下この項において「特定被災共用土地納税義務者 」という。)の代表者が毎年1月31日までに次 に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して 行わなければならない。

 $(1)\sim (4)$ 「略]

- (5) 法附則第56条第3項の規定により案分する 場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び 当該割合の算定方法
- 4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共 用土地とみなされた仮換地等(以下この項におい て「仮換地等」という。) に係る固定資産税額の 案分の申出については、前項中「特定被災共用土 地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者 」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「仮換 地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは 「仮換地等に対応する従前の土地である特定被災 共用土地に」とする。

第2条 さいたま市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。 (3)

改正後

附則

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第32条 法附則第30条第1項に規定する3輪以 上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第 444条第3項に規定する車両番号の指定(次項 から第4項までにおいて「初回車両番号指定」と いう。)を受けた月から起算して14年を経過し た月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種 別割に係る第91条の規定の適用については、当 分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句とする。

「略〕

2 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の 2 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の 軽自動車に対する第91条の規定の適用について は、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和

改正前

附則

(軽自動車税の税率の特例)

第32条 平成18年3月31日までに初めて道路 運送車両法第60条第1項後段の規定による車両 番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回 車両番号指定」という。)を受けた法附則第30 条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する 令和元年度分の軽自動車税に係る第91条の規定 の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲 げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の右欄に掲げる字句とする。

軽自動車に対する第91条の規定の適用について は、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成 2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和2年度分</u>の軽自動車税<u>の種別割</u>に限り、当該軽自動車が<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日まで</u>の間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和3年度分</u>の軽自動車税<u>の種別割</u>に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

「略]

3 法附則第30条第3項各号に掲げる法第446 条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第91 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には全和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

「略]

4 法附則第30条第4項各号に掲げるガソリン軽 自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用 を受けるものを除く。)に対する第91条の規定 の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成 31年4月1日から令和2年3月31日までの間 に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和2年度</u> 分の軽自動車税<u>の種別割</u>に限り、当該ガソリン軽 自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には 令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の 表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

「略〕

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

- 第32条の2 市長は、軽自動車税<u>の種別割</u>の賦課 徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽 自動車に該当するかどうかの判断をするときは、 国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項 において同じ。)に基づき当該判断をするものと する。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税<u>の種別割</u>の額に ついて不足額があることを第92条第2項の納期 限(納期限の延長があったときは、その延長され た納期限)後において知った場合において、当該

30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には合和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

「略〕

3 法附則第30条第3項各号に掲げる3輪以上の 軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用い るものに限る。次項において同じ。)に対する第 91条の規定の適用については、当該軽自動車が 平成29年4月1日から平成30年3月31日ま での間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が 平成30年4月1日から平成31年3月31日ま での間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和</u> での間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和</u> での間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和</u> 元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲 げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の右欄に掲げる字句とする。

「略]

4 法附則第30条第4項各号に掲げる<u>3輪以上の軽自動車</u>(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には合和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

「略]

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

- 第32条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不 足額があることを第92条第2項の納期限(納期 限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生

事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第94条及び第95条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税<u>の種別割</u>の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第94条及び第95条の規定を除く。)を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 第2項の規定の適用がある場合における第11 条の規定の適用については、同条中「納期限(」 とあるのは、「納期限(附則第32条の2第2項 の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以 上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納 期限とし、当該」とする。

第3条 さいたま市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

附則

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第32条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第91条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

「略]

 $2 \sim 4$ [略]

改正前

附則

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第32条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から<u>第4項</u>までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第91条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

 $2 \sim 4$ [略]

5 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の 軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第 91条の規定の適用については、当該軽自動車が 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの 間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年 度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車 が令和4年4月1日から令和5年3月31日まで の間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表 の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項か ら第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽 自動車に該当するかどうかの判断をするときは、 国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項 において同じ。)に基づき当該判断をするものと する。

2 • 3 [略] (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第32条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課 | 第32条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課 徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項か ら第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽 自動車に該当するかどうかの判断をするときは、 国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項 において同じ。)に基づき当該判断をするものと する。

> 2 • 3 [略]

(さいたま市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 さいたま市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年さいたま市条例第 29号)の一部を次のように改正する。

第1条中第90条の7を加える改正を次のように改める。

(環境性能割の減免)

第90条の7 市長は、第96条第1項各号又は第 97条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上 のものに限る。) のうち必要と認めるものに対し ては、環境性能割を減免する。

第5条 さいたま市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年さいたま市条例第 44号)の一部を次のように改正する。

第1条中第45条の改正を次のように改める。

(法人の市民税の申告納付)

法第321条の8第1項、第2項、第4項、第1 9項、第22項及び第23項の規定による申告書 (第10項、第11項及び第13項において「納 税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、 第4項、第19項及び第23項の申告納付にあっ てはそれぞれこれらの規定による納期限までに、 同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長 に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1 (法人の市民税の申告納付)

第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、 法第321条の8第1項、第2項、第4項、第1 9項、第22項及び第23項の規定による申告書 を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び 第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの 規定による納期限までに、同条第22項の申告納 付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申 告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規 定により提出があったものとみなされる申告書に 項後段及び第3項の規定により提出があったもの とみなされる申告書に係る税金を施行規則第22 号の4様式による納付書により納付しなければな らない。

- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3 第4項及び第10項又は第68条の93の3第4 項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、 法第321条の8第25項及び令第48条の12 の3に規定するところにより、控除すべき額を第 1項の規定により申告納付すべき法人税割額から 控除する。
- 4 内国法人又は外国法人が、法第321条の8第 26項に規定する外国の法人税等を課された場合 には、同項及び令第48条の13に規定するとこ ろにより、控除すべき額を第1項の規定により申 告納付すべき法人税割額から控除する。
- 5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下こ の項において同じ。) に係る税金を納付する場合 には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4 項又は第19項に規定する納期限(納期限の延長 があったときは、その延長された納期限とする。 第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の 日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14. 6パーセント(申告書を提出した日(同条第23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書 がその提出期限前に提出されたときは、当該提出 期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1月を経過する日までの期間については、年7. 3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相 当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4 様式による納付書により納付しなければならない。

6 [略]

7 第5項の場合において、法第321条の8第2 2項に規定する申告書(以下この項において「修 正申告書」という。)の提出があったとき(当該 修正申告書に係る市民税について同条第1項、第 2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以 下この項において「当初申告書」という。)が提 出されており、かつ、当該当初申告書の提出によ 係る税金を施行規則第22号の4様式による納付 書により納付しなければならない。

- 2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しく は事業所を有する法人又は外国法人が、法第32 1条の8第24項に規定する外国の法人税等を課 された場合には、同項及び令第48条の13に規 定するところにより、控除すべき額を<u>前項</u>の規定 により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- |3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下こ の項において同じ。) に係る税金を納付する場合 には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4 項又は第19項に規定する納期限(納期限の延長 があったときは、その延長された納期限とする。 第5項第1号において同じ。)の翌日から納付の 日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14. 6パーセント(申告書を提出した日(同条第23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書 がその提出期限前に提出されたときは、当該提出 期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1月を経過する日までの期間については、年7. 3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相 当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4 様式による納付書により納付しなければならない。

4 [略]

5 第3項の場合において、法第321条の8第2 2項に規定する申告書(以下この項において「修 正申告書」という。)の提出があったとき(当該 修正申告書に係る市民税について同条第1項、第 2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以 下この項において「当初申告書」という。)が提 出されており、かつ、当該当初申告書の提出によ り納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間に入び法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) • (2) [略]

8 [略]

- 9 法人税法第81条の22第1項の規定により法 人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同 法第81条の24第1項の規定の適用を受けてい るものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合 には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支 配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する 連結完全支配関係をいう。第46条第3項及び第 48条第4項において同じ。) がある連結子法人 (同法第2条第12号の7に規定する連結子法人 をいう。第46条第3項及び第48条第4項にお いて同じ。) (連結申告法人(同法第2条第16 号に規定する連結申告法人をいう。第48条第4 項において同じ。)に限る。)については、同法 第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申 告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間に 限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額 を課税標準として算定した法人税割額及びこれと 併せて納付すべき均等割額については、当該連結 法人税額について同法第81条の24第1項の規 定の適用がないものとみなして、第8条の規定を 適用することができる。
- 10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則に定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

り納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(これの規定にかかわらず、次に掲げる期間に限る。)についてが法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) • (2) [略]

6 [略]

7 法人税法第81条の22第1項の規定により法 人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同 法第81条の24第1項の規定の適用を受けてい るものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合 には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支 配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する 連結完全支配関係をいう。第46条第3項及び第 48条第2項において同じ。) がある連結子法人 (同法第2条第12号の7に規定する連結子法人 をいう。第46条第3項及び第48条第2項にお いて同じ。) (連結申告法人(同法第2条第16 号に規定する連結申告法人をいう。第48条第2 項において同じ。)に限る。)については、同法 第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申 告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間に 限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額 を課税標準として算定した法人税割額及びこれと 併せて納付すべき均等割額については、当該連結 法人税額について同法第81条の24第1項の規 定の適用がないものとみなして、第8条の規定を 適用することができる。

- 11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。
- 12 第10項の規定により行われた同項の申告は、 申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使 用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備 えられたファイルへの記録がされた時に同項に規 定する市長に到達したものとみなす。
- 13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障 災害その他の理由により地方税関係手続用電子情 報処理組織を使用することが困難であると認めら れる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納 税申告書を提出することができると認められる場 合において、同項の規定を適用しないで納税申告 書を提出することについて市長の承認を受けたと きは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申 告については、前3項の規定は、適用しない。法 人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定 する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の 内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当 該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載 した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出 期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当 該提出期限までに、市長に提出した場合における 当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の 申告についても、同様とする。
- 14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、 同項前段の規定の適用を受けることが必要となっ た事情、同項前段の規定による指定を受けようと する期間その他施行規則で定める事項を記載した 申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該 期間の開始の日の15日前までに、これを市長に 提出しなければならない。
- 15 第13項の規定の適用を受けている内国法人 は、第10項の申告につき第13項の規定の適用 を受けることをやめようとするときは、その旨そ の他施行規則で定める事項を記載した届出書を市 長に提出しなければならない。
- 16 第13項前段の規定の適用を受けている内国 法人につき、法第321条の8第51項の処分又 は前項の届出書の提出があったときは、これらの 処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第 13項前段の期間内に行う第10項の申告につい ては、第13項前段の規定は適用しない。ただし 当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認 を受けたときは、この限りでない。
- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国 法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税 法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第8 1条の24の3第2項において準用する場合を含

む。) の処分があったときは、これらの届出書の 提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後 段の期間内に行う第10項の申告については、第 13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内 国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出 したときは、この限りでない。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後 附則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める日から施行する。

 $(1)\sim(5)$ 「略]

(6) 第1条中第14条第3項及び第45条第1項 の改正並びに同条第9項の次に8項を加える改 正並びに次条第4項の規定 令和2年4月1日

(7)~(11) [略]

(市民税に関する経過措置)

第2条 「略]

2 • 3 「略]

4 新条例第14条第3項及び第45条第10項か ら第17項までの規定は、前条第6号に掲げる改 正の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の 市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の 法人の市民税について適用し、同日前に開始した 事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した 連結事業年度分の法人の市民税については、なお 従前の例による。

改正前

附則 (施行期日)

当該各号に定める日から施行する。

 $(1)\sim(5)$ 「略]

(6) 第1条中第14条第3項及び第45条第1項 の改正並びに同条第9項の次に3項を加える改 正並びに次条第4項の規定 平成32年4月1

(7)~(11) [略]

(市民税に関する経過措置)

第2条 「略]

2 • 3 「略]

4 新条例第14条第3項及び第45条第10項か ら第12項までの規定は、前条第6号に掲げる改 正の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の 市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の 法人の市民税について適用し、同日前に開始した 事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した 連結事業年度分の法人の市民税については、なお 従前の例による。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行す る。
 - (1) 第1条中附則第15条の3の2、第18条の2、第19条、第27条、第32

- 条、第32条の2、第54条及び第56条の改正並びに第4条及び第5条の規定 並びに次条、附則第5条、第6条及び第9条の規定 公布の日
- (2) 第1条中附則第31条の2を第31条の2の2とし、同条の前に1条を加える 改正及び第31条の6の改正並びに第2条の規定並びに附則第7条の規定 令和 元年10月1日
- (3) 第1条中第28条、第29条の2、第29条の3及び第30条の改正並びに附 則第3条の規定 令和2年1月1日
- (4) 第1条中第15条の改正及び附則第4条の規定 令和3年1月1日
- (5) 第3条及び附則第8条の規定 令和3年4月1日 (市民税に関する経過措置)
- 第2条 第1条の規定による改正後のさいたま市市税条例(以下「新条例」という。
 -)附則第15条の3の2の規定は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 第3条 附則第1条第3号に掲げる改正による改正後のさいたま市市税条例(次項及び第3項において「2年新条例」という。)第28条第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。
- 2 2年新条例第29条の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、附則第 1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべきさいたま市市税条例第 28条第1項に規定する給与について提出する2年新条例第29条の2第1項及び 第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 2年新条例第29条の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する2年新条例第29条の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる改正による改正後のさいたま市市税条例第15条 第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の 市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の 例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定 資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の 例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第6条 新条例附則第32条及び第32条の2の規定は、令和元年度分の軽自動車税 について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例によ る。
- 第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる改正による改正後のさいたま市市税条例(以下「元年10月新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後 の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。
- 第8条 附則第1条第5号に掲げる改正による改正後のさいたま市市税条例の規定は、 令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分まで の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第9条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、 令和元年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市 計画税については、なお従前の例による。